

## 第3回水戸家庭裁判所委員会 議事概要

(水戸家庭裁判所委員会事務局)

### 1 日時

平成16年11月4日(木) 15:00～17:00

### 2 場所

水戸地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

別紙第1「水戸家庭裁判所委員会委員名簿」のとおり

島崎委員は、都合により欠席

#### (2) 事務局等

小山事務局長，百瀬首席家庭裁判所調査官，飯田首席書記官，富澤事務局次長，廣安次席家庭裁判所調査官，有田次席家庭裁判所調査官，小池総務課長

### 4 議題(テーマ)

「少年審判における教育的機能の充実の方策」

### 5 議事概要

別紙第2のとおり

### 6 次回期日

平成17年3月22日(火)午後3時

(別紙第1)

水戸家庭裁判所委員会委員名簿

(五十音順)

(平成16年10月1日現在。敬称略)

1 学識経験者

茨城県保護司会連合会事務局長

おお の ふみ お  
大 野 文 雄

筑波大学教授

かみ や かつ こ  
紙 屋 克 子

水戸家庭裁判所家事調停委員(土浦支部)

き むら まり こ  
木 村 眞 理 子

茨城県警察本部生活安全部少年課長

ば ば じゅん じ  
馬 場 純 郎

茨城県議会事務局次長

しま ざき ひで お  
島 崎 英 男

茨城新聞社総合メディア局長兼システム開発部長

たき もと まも る  
滝 本 政 衛

常磐大学教授

なが い すずむ  
長 井 進

茨城県地域活動連絡協議会会長

ね づ く み こ  
根 津 久 美 子

茨城県農業経営士

や ぎ おか つとむ  
八木岡 努

2 弁護士

茨城県弁護士会所属弁護士

もち づき なお み  
望 月 直 美

同

やす え ゆう  
安 江 祐

3 検察官

水戸地方検察庁検事

た はら なお き  
田 原 直 樹

4 裁判官

水戸家庭裁判所判事【委員長代理】

いし た こう じ  
石 田 浩 二

水戸家庭裁判所長【委員長】

いわ だれ まさ おき  
岩 垂 正 起

(別紙第2)

議事概要

議長(委員長) 委員 事務局等

(1) 家庭裁判所が取り組んできた少年事件に関わる事柄に関する報告等

少年事件関係については、前回の委員会においても議論していただいたところですが、そのときにいろいろご意見を伺ったことなども参考にしながら、その後、家庭裁判所として、取り組んだ事柄を、裁判所側から概要を報告させていただきます。

裁判所の取り組み状況説明

(別紙のとおり説明)

家庭裁判所としては、高等学校や中学校の生徒指導担当者との協議会、つくば市のつくば人間学講座、保護司会の研修会、茨城県福祉相談センター研修会、茨城少年友の会の研修会等に家裁調査官又は裁判官を積極的に派遣するなどの取り組みを行い、家庭裁判所が果たすべき教育的機能の充実という観点からアプローチをしています。

(2) 意見交換

少年院や少年鑑別所を見学された委員の方の感想を伺いたい。

(茨城農芸学院見学)

重機や工事現場の機器を使い、社会復帰のための仕事ができるようにしていることは、とても大切なことだと思いました。担当されている職員は、取り組みがとても熱心なので、そういうことを支えにして社会復帰できたらすばらしいなと思いました。今この施設にこんなにたくさんの少年たちがいるのかと思うと、われわれの見えないところでさまざまなことが起きており、大人として、もっと関心を持っていく必要があると思いました。

施設の教官の取り組みが、非常にすばらしい雰囲気づくりをしていて、こういうふうに行っていけば、子供たちが恐らく更生の度を早めるのではないかという気持ちになりました。

子供たちの感想を書いた詩集は、短い文章で心の叫びがそっくり出ており、そこには色々な物語が含まれているのに感動しました。また、施設も立派で

子供たちに学習の場が与えられ、基本がしっかりしていて、すばらしいなと感じました。

罪を犯した結果として施設に入っているが、しかし、ここで初めて自分と本気に向き合ってくれる熱意ある指導者に会ったのではないのかなということをととても感じました。施設にいる間は、子供たちは色々な技術を身に付けさせてもらったり、調理師を希望する子には、その勉強もさせてもらったりしていて、よい子でいられるが、社会復帰後の就職の環境という点がすごく心配になりました。今まで、ただ漠然と持っていた少年院というものに対する考え方が変わりました。

(水府学院，少年鑑別所見学)

少年鑑別所は、職員の人数が比較的少ないのに、多方面に神経を使い、本当に大変なお仕事だという印象を受けました。

少年院は、施設が立派で、色々な技能を身に付けてもらえるようでしたが、基本的な生活習慣を身に付けさせる教育が大変とのことでした。また、少年院では最近、被害者の立場に立った講習会を聞くことにも取り組むなど種々工夫しているそうで、当の少年には、是非きちんと更生してほしいと感じました。

以前は、窃盗犯が大部分だったのに、最近は傷害、強盗、恐喝、おれおれ詐欺など、かなり凶悪化しているということに大変ショックを受けました。

少年院では、実際に生徒たちの勉強している様子を目の前で見て非常に驚きました。職員も子供たちに気さくに言葉掛けをしており、子供たちも、初めて居心地の良い場所にいるのではというような印象を受けました。

なお、社会復帰する子供たちを自然に受け入れられる社会のあり方、受け入れ側の姿勢が大事であり、それを大人たちが考えるべき問題であると感じました。

保護者や学校の先生たちが面会に来て、少年の生活状況を見たり、励ましの声掛けをしてほしいと思います。

少年院では、出所後の労働のための技能を身につけるメニューが用意されており、社会に戻った後、その少年がどうなるのかというのが重要であると思いました。

少年院の教官と一般の中学校や高校の教職員との夏休み等の研修や管理職教職員の交流が必要ではないかと感じました。

少年事件では、少年院から直ちに退院とせずに、仮退院という措置が取られることが多く、その場合は、少年院から社会復帰した後の指導を保護観察所の保護司にお願いすることになります。

その保護観察中に再犯するというのは、ほとんどないのではないかと思います。家庭裁判所の少年に対する教育的機能の第一歩は、自分がやったことがどれだけ悪いことかという認識、規範意識及び被害者の立場を考えた反省を深めさせることにあると考えています。

少年審判の付添人として、本当に将来的に受け入れてくれる人まで、社会資源まで含めて審判の場に臨まなくてはいけないなと感じております。

家庭裁判所が教育的機能としての取り組みについては、限られた時間の中で、非常に踏み込まれたところまで、少年更生のための教育を始めていらっしゃるんだなという説明を受け、非常に驚いております。公務の中で非常に厳しい制限もあるが、継続して取り組んでほしいと思っています。しかし、原則的には、家庭裁判所の審判の場でやっていただくのが一番いいのかなと思います。

なお、他の家庭裁判所ではどのような取り組みを行っているのか、教えていただきたい。

教育的な働きかけ（保護的措置）の充実というものを全国の裁判所で検討していますが、被害者側の方を呼んで、システムティックな形で再非行防止教室という形で実施しているのは、全国でも水戸が初めてです。

また、補導委託先の開拓についても、最高裁からパンフレットが作られたということで、それを機会に、各家庭裁判所でも取り組んでいます。水戸家裁では、県内に委託先が僅少という状況にあり、今後、力を入れて取り組むことを考えています。

なお、学生ボランティアの活用は、東京家庭裁判所などの大規模庁においては、長年、行っています。今回、水戸家裁のような中小規模の庁で学生ボランティアを活用したのは全国でも初めてです。

親子合宿については、西日本の一部の家庭裁判所で実施しているところで

す。水戸家裁規模の庁での実施は全国的にも少ないと思っています。

良い事柄は、少しでも早期に取り組む姿勢で始めています。

全国に先駆けての水戸での取り組みは、ある程度宣伝されて全国に波及させていただきたいと思います。

少年審判というのは、やはり子供の更生に向けてどうしていくかということで、弁護士も付添人という形で審判にかかわっていく場合が多いから、家庭裁判所の取り組みが、付添人の立場としてどのように子供の更生に役立てていかなければと思いました。

再非行防止教室は、調査段階における調査の一環という形で行っており、受講態を含めた形で調査官が処遇意見を裁判官に提出し、裁判官が判断するということになっています。

親子合宿は、試験観察決定に基づく補導委託の決定に基づいて実施するというので、この点は、老人ホーム等における社会奉仕活動と同じです。

少年に被害者の立場ということをつからせるためには、どのようなアプローチをしたらいいのか、委員の皆さんの御意見を伺いたい。

加害者の更生は、専らその人の立場に立てる人がいないと、恐らく不可能だと思います。

人は、大人に育つまでの間に周囲の大人から大切にされて初めて人に気遣うことを学習していきます。そのような経験が少ない加害者に再犯させないためには、大きなエネルギーを要するはずなので、私が簡単に更生に寄与できるとは思えません。

矯正機関としては、加害者、受刑者、非行少年に対し、いかにきちんと被害者に謝罪させることができるか、という教育をしているようだが、これは、軽微な犯罪の被害者に対して、非常に大切なことだとは思いますが、重罪の被害者に対しては、とても注意を要することであると思います。

裁判所においても、関係機関との連携を図る上で、是非とも被害者の心情を配慮してほしいと考えています。

被害者の精神的被害の実態、回復のプロセスを十分理解した上で、加害者には形だけ謝罪させるのではなく、真に謝罪すると本人が思ったときのタイミングを選び、適切な方の支援が必要であると感じています。

被害者を死に至らしめた事件の場合には、加害者に対してその遺族に謝罪させたとしても、その意思がどう遺族に伝わるかということは、非常に難しいものだと痛感しています。

被害者に対する謝罪をどうするかというのが一番気を使うところで、被害者の立場、心情を裁判関係者が、きちんと理解した上で、刑事司法のある種のルールを考えていく必要があるのではないかと考えています。

例えば、恐喝事件ですと、被害者も、もうあの子には関わりたくない、謝罪も嫌だという場合があるようです。調査、審判の段階で、謝罪の確認はしますが、実際に謝罪に行くことについては、調査の段階で、被害者と関わりのある警察に行って相談するよう説明します。

一つの犯罪で躓った少年は、自分は駄目だ、この先何やっても駄目だ、と思っている子が多いようです。しかし、努力によってやり直しができること、周りの人の助けを得ること、これが最後じゃないんだということを、家庭裁判所の審判の中で教えていただけたらありがたいと思います。

生きているのは一人じゃないこと、自分さえよければではなく、集団の中で生かされているんだということを大事にしたい。家庭でも一人ではなく、自分自身に目を向けていくような方向で少年を導いていくことに気付かせることが必要であると考えています。

人の一生は、一つの歴史のようなもので、どういう人間になっていきたいかという将来像を少年に考えさせ、3年後、5年後、10年後の自分の姿を想像させて、前向きの姿勢をとれるように話してあげられたらと思います。

少年事件の場合は、保護者に対する色々なアドバイスが必要である気がします。

付添人の立場としては、親自身にも家庭の問題点に気付かせることが必要であると思います。

また、親もいないとか、家庭が崩壊しているような子供には、自分の責任で生きなければならない自覚を持つような働きかけも必要なのではないかと考えています。

保護者に対しても指導することができるという少年法の改正により、家庭裁判所としても、個別的に指導することもあります。

親子で老人福祉施設に行ってボランティアをすとか、乳児院に行ってボランティアをすということもよい試みではないかと思ひます。

少年が、ボランティア活動等を通して自分を見つめ直して立ち直っていければ良いと思ひます。また、保護者の規範意識を高めさせることも大切であると考へています。

少年院等の見学は、有意義であったと感じました。

#### (3) 次回期日の告知及び次回の議題

次回の委員会の期日は、平成 17 年 3 月 22 日火曜日午後 3 時とし、テーマは「わかりやすく利用しやすい調停手続きの運用と課題」とします。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

#### (4) 閉会宣言

#### (別紙)

##### 家庭裁判所が取り組んできた少年事件に関わる事柄

当庁では、5 月 31 日の家庭裁判所委員会で皆様から伺いました御意見を踏まえ、少年審判の教育的機能を更に充実したものとすするために、次のような取組を始めました。

#### 1 再非行防止講習の実施

万引きやバイク盗といういわゆる初発型非行を犯した少年について、非行性が深まらない早い段階で、再非行防止のための適切な指導を行うことが重要なことはいうまでもありません。これらの非行を犯した少年に対して、家庭裁判所では、これまでも必要な手当を行ってきましたが、家庭や地域の教育力の低下、社会全体に見られる規範意識の低下などの社会環境の変化を踏まえて、家庭裁判所でできる再非行防止のためのより有効な手だてはないか検討した結果、被害者の視点に立って考へさせる、規範意識の向上を図ることに焦点を当てた集中的な教育的働き掛けを行っていく必要があると考へ、初犯の少年のうち、万引き、バイク盗の類型について、「再非行防止教室」と銘打ち、講習方式の指導を始めました。

#### (1) 再非行防止教室（万引）

初犯の万引きの少年16人（保護者を合わせて31人）を集めて、9月21日に実施しました。

万引きについては、軽微な犯罪と考えられがちですが、その被害を受ける販売店にとっては、経営にも影響を与える深刻な問題となっています。一方、これを犯す少年にとっては、被害者の実情が見えにくいために、罪障感が一般に乏しく、それゆえに、これを繰り返すことにもなりがちであり、次第に、社会規範を軽視する構えが身に付き、より重い罪を犯すことにも抵抗がなくなり、非行性を深めていくケースもよく見られます。それだけに、初犯の段階で、少年や保護者に対してインパクトのある適切な指導をする必要性が高いといえます。そこで、万引きを犯した少年に対する指導においては、見えにくい被害者とその実情をよく認識させること、そのことを通して希薄になりがちな罪の意識を喚起させることが重要であるとの観点から、講習では、茨城県スーパーマーケット協会の御協力をいただき、スーパーマーケットの社員の方を派遣していただいて、被害者としての立場から、万引き被害の実態や加害者に対する思いを率直にお話しいただきました。その上で、家裁調査官が「万引き - 窃盗という名の犯罪」というテーマで、万引きに対する刑事罰や民事責任について説明し、なぜ万引きをしてしまったのか、自分にとっての理由と意味を考えさせ、問題解決のヒントについて話をしました。保護者にも、少年と机を並べて参加してもらい、万引きの問題性を十分認識させるとともに、感想文や誓約書も書かせて、保護者としての少年に対する監督責任の自覚を促すことにしました。この講習は、少年・保護者に強いインパクトを与え、少年の反省を深めさせることができたようで、少年の感想文にその気持ちが素直に書かれていました。一例を挙げると「今日、私は初めてお店側の気持ちを聞いた。自分がされて嫌なこと、困ることをしてしまったとつくづく思いました。お店の人は一生懸命働いているのに、私はとても迷惑なことをしてしまって申し訳ないと思いました。二度とやってはならないことだと思いました」、「私が行ったことは、たくさんの人に迷惑をかけてしまったと深く反省しました。そして、お金大切さが今まで以上に分かりました。千円を稼ぐことがあんなに大変なことだとは知らずにこんなことをしてしまった私はなんておろかなのだらうと思いました。もう絶対にしません」という具合です。

この講習の効果については、初犯の万引き少年に対する指導の在り方として、個別の面接という方法以上の手応えを感じており、今後も、再犯の有無について検証しながら、継続的に実施していきたいと考えています。次回は11月11日に実施する予定です。

## (2) 再非行防止教室（バイク盗）

5月から2か月に1回の割合で、初犯のバイク盗の少年・保護者に対して、講習による指導を実施しています。

バイク盗の少年は、万引きの少年に比べると、不良グループとの交友や夜遊びなど生活態度上の問題を有している場合が多く、個別の面接による指導が不可欠ですが、窃盗や無免許運転の違法性や危険性をきちんと認識させる必要が高く、その点について講習により集中的に指導を行っています。

当日、講習前に、担当調査官が少年と個別面接を行い、個別に指導すべき事項は指導した後に、講習受講を指示し、少年を講習に参加させています。講習では、最初に目をつぶらせて「自分にとって一番大切なモノ」を想起させ、それが盗まれた時の気持ちをイメージさせるなどして、被害者の視点に立って考えられるように工夫しています。バイク盗に対する刑罰や民事責任について説明して、その行為の問題性について認識を深めさせるとともに、最高裁判所で制作した無免許運転に関する教育ビデオを視聴させて、無免許運転の問題性について考えさせています。講習受講の態度等も最終処分を決める上で参酌される旨を事前に少年・保護者に伝えており、少年たちが緊張感を持って講習に参加するよう動機付けています。また、講習後には感想文だけでなく、講習内容についての簡単なテストを行い、指導内容の定着を図っています。この講習においても、万引き少年に対する講習と同じく、保護者にも参加させ、講習後に簡単なテストと感想文を書かせることにより、保護者としての責任の自覚を促しています。

## 2 補導委託先の新規開拓

補導委託先の新規開拓については、1箇所登録のめどが立ちました。阿見町のNPO団体で、不登校などの子どものための自立支援ホームを運営しており、補導委託だけでなく家庭裁判所の保護的措置を充実させていく上にも力になっていただけるのではないかと期待しております。しかしながら、補導委託が望まれる

少年のニーズを賄うには、茨城県内の補導委託先数はまだまだ不足しており、多くを他都県の補導委託先に頼っているのが実情です。そこで、前回お配りした補導委託先開拓のためのパンフレットを持って、ライオンズクラブ、ロータリークラブなどの奉仕団体や各種業界団体をお願いに上がっているところですが、思わしい成果を上げることができていません。各団体を訪問しますと、制度の重要性はよく理解していただけるのですが、実際に自分が非行少年を預かるとなると二の足を踏む方が多いといえます。しかし、補導委託先の新規開拓に直ちには効果が期待できないにしろ、補導委託制度について社会に広く知っていただくという意味において、各種団体等に働き掛けることは有意義であると考えており、今後も引き続き働き掛けを行っていきたいと考えています。この点については、補導委託先の新規開拓に向けて、効果的な方策について、委員の先生方のお知恵をいただければと思っております。

### 3 学生ボランティアの活用

試験観察中の少年たち（特に、中学生）の中には、高校受験等を控えて勉強をしたいが指導してくれる人がいないのでどのようにしていけばよいかわからないという者もいます。また、普段不良傾向のある人たちとしか付き合うことのない少年たちにとって、年齢が比較的近い信頼できる健全な人に接することは、新鮮な体験となります。ボランティアの大学生等の指導を得られることの試験観察に及ぼす効果は、言いようもなく大きなものがありますが、これまで、水戸家庭裁判所では、活用の枠組みがありませんでした。この度、茨城大学教育学部の正保春彦助教授の協力により、同助教授を通じて、非行少年の指導に意欲と関心のある大学生を紹介いただく仕組みを作ることができました。第1号として、現在、准看護学校への進学を希望する16歳の男子少年について、茨城大学教育学部の4年生がボランティアとして、2週間に1回の割で家庭裁判所に来て、少年に対する学習援助活動を行っています。指導を受ける少年のみならずボランティアとして活動する教員志望の大学生にとっても、大変勉強になる意味のあることであり、今後、積極的に活用していきたいと考えています。

### 4 今後の課題

少年に対する教育的機能の充実の観点から、現在、親子合宿の実施、保護者会の実施、簡易なボランティア活動の仕組みの構築を検討しています。

親子合宿については、普段疎遠になりがちな非行少年の親子と一緒に作業をしたり食事を作ったりする中で、お互いが向き合い、その関係を見つめ直す機会を提供することをねらいとし、里美村のNPO団体の宿泊施設を活用して今年度内に実施したいと考えています。

保護者会については、保護者同士が和やかに話し合い、お互いの悩みを支え合いながら、意見交換をして養育上の気づきを新たに得るとともに、親としての責任を自覚する場を提供することをねらいとして実施したいと考えています。

簡易なボランティア活動については、審判不開始や不処分となる少年に対して、反省や社会への参加を促すために指示することを考えています。当調査官室では、少年に対して、「これから1週間の間、毎日、社会に役立つことを何かやって、ノートに記録しなさい」と指示することも試みていますが、指示を与えた少年の多くが缶拾いや公園の清掃などをまじめに行っています。このようなことを組織的に社会資源を活用しながら実施できればと考えており、ボランティア団体やNPOなど協力してもらえる社会資源を探していきたいと考えています。

このような新たな試みについても、委員の先生方からいろいろと意見やアイデアを伺うことができればと思っています。